

# 厚生委員会議案説明資料

令和6年10月11日

件名	頁
1 第100号議案 足立区すこやかプラザ あだち駐車場条例・・・・・・・・・・	2
2 第101号議案 足立区理容師法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5
3 第102号議案 足立区美容師法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	7

(衛生部)

# 第100号議案説明資料

令和6年10月11日

件名	足立区すこやかプラザ あだち駐車場条例
所管部課名	衛生部 衛生管理課
内容	<p><b>1 制定理由</b> 来庁者及び地域住民の利便に資するとともに、道路交通の安全かつ円滑な利用を図るため駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく路外駐車場として、足立区すこやかプラザ あだち駐車場を設置することを目的に制定する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 名称 すこやかプラザ あだち駐車場</p> <p>(2) 位置 東京都足立区江北五丁目14番5号</p> <p>(3) 使用料 駐車時間30分につき200円の範囲内において規則で定める。 ※ 入場から出場までの時間について、30分までごとに100円とする。</p> <p><b>3 条例案</b> 別紙1・条例案のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 規則で定める日から施行する。</p>

## ○足立区すこやかプラザ あだち駐車場条例

令和6年●月●●日条例第●●号

足立区すこやかプラザ あだち駐車場条例を公布する。

## 足立区すこやかプラザ あだち駐車場条例

## (設置)

第1条 来庁者及び地域住民の利便に資するとともに、道路交通の安全かつ円滑な利用を図るため駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定に基づく路外駐車場として、足立区すこやかプラザ あだち駐車場(以下「駐車場」という。)を東京都足立区江北五丁目14番5号に設置する。

## (休場日及び使用時間)

第2条 駐車場の休場日及び使用時間は、規則で定める。

## (駐車できる自動車)

第3条 駐車場に駐車できる自動車は、別表のとおりとする。

## (使用料)

第4条 駐車場の使用料は、駐車時間30分につき200円の範囲内において規則で定める。

## (使用料の徴収)

第5条 使用料は、自動車を駐車させる者(以下「使用者」という。)から出場の際に徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員が緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前2号に定めるもののほか区長が特に必要があると認めた自動車

## (使用料の免除)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に出場させなければならない事態が生じたとき。
- (2) 規則で定める自動車を駐車させるとき。
- (3) その他区長が特に必要があると認めたとき。

## (使用料の不還付)

第7条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

## (使用時間の制限)

第8条 使用者は、第2条の使用時間を超えて自動車を駐車させてはならない。ただし、車両故

障等の理由によりやむを得ず引き続き駐車させる必要がある場合で、区長が特に認めたときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の構造設備を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) 駐車場利用の目的以外に使用すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、駐車場の施設その他物品を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表 (第3条関係)

種別	利用対象車両
普通自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条に定めるもの
小型自動車	
軽自動車	

備考

この表に定めるもののほか、区長が駐車場の管理上支障がないと認めた自動車については、駐車させることができる。

# 第101号議案説明資料

令和6年10月11日

件名	足立区理容師法施行条例の一部を改正する条例
所管部課名	衛生部 足立保健所生活衛生課
内容	<p><b>1 出張理美容の現状</b></p> <p>政令・条例に限定列挙されている要件に該当する場合のみ、出張理美容が認められている。</p> <p><b>政令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 疾病など身体的な理由により理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合</li> <li>(2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合</li> </ul> <p><b>条例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>(4) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul> <p><b>2 今回の改正のポイント</b></p> <p>政令・条例では、主に<u>身体的な問題</u>から理美容所に来ることができない者を対象に要件が定められているが、今回の改正では、自己肯定感が低く、<u>精神的・心理的な問題</u>から理美容所に来ることができない子どもたちの現実に着目して必要な要件を定めた。</p> <p><b>3 具体的な改正内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 出張理容ができる場合を定めている足立区理容師法施行条例第4条の規定に、「衛生管理上支障がなく、かつ、区長が特別の事情があると認める場合」を追加する（別紙2）。</li> <li>(2) 出張理容を認める判断の基準については、「足立区理容師法及び美容師法施行条例運用基準（別紙4）」に、以下のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 管理要領及び指導要領に基づく衛生措置が取られていると区長が認めた場所での出張業務を行うこと。</li> <li>イ 別表に定める施設を利用する児童等であって、精神的・心理的な問題から理容所又は美容所にいくことができないものに対して、慈善活動として出張業務を行うものであること。</li> <li>ウ 足立保健所生活衛生課に指導要領に定める出張理美容届を提出し</li> </ul> </li> </ul>

事前に区長の承認を得たものであること。

別表

	対象施設
1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童養護施設
2	児童福祉法に基づく自立支援ホーム
3	児童福祉法に基づく母子生活支援施設
4	子ども食堂 （福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を定期的に行っている施設であって、飲食店営業の許可を受けている施設又は「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供開始届」を足立保健所に提出済みの施設をいう。）
5	その他、子どもの貧困対策に関連する施設

(3) 衛生措置については、新たに区で衛生管理指導要領（別紙5）を定め、「衛生管理要領」を遵守しなければならない環境整備を行う。

**4 新旧対照表**

別紙2のとおり

**5 施行年月日**

公布の日から施行する。

**6 今後の方針**

条例改正の可決成立後、速やかに関係団体及び関係者に周知を図っていく。

# 第102号議案説明資料

令和6年10月11日

件名	足立区美容師法施行条例の一部を改正する条例
所管部課名	衛生部 足立保健所生活衛生課
内容	<p><b>1 出張理美容の現状</b></p> <p>政令・条例に限定列挙されている要件に該当する場合のみ、出張理美容が認められている。</p> <p><b>政令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 疾病など身体的な理由により理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合</li> <li>(2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合</li> </ul> <p><b>条例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合</li> <li>(4) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合</li> </ul> <p><b>2 今回の改正のポイント</b></p> <p>政令・条例では、主に<u>身体的な問題</u>から理美容所に来ることができない者を対象に要件が定められているが、今回の改正では、自己肯定感が低く、<u>精神的・心理的な問題</u>から理美容所に来ることができない子どもたちの現実に着目して必要な要件を定めた。</p> <p><b>3 具体的な改正内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 出張美容ができる場合を定めている足立区美容師法施行条例第4条の規定に、「衛生管理上支障がなく、かつ、区長が特別の事情があると認める場合」を追加する（別紙3）。</li> <li>(2) 出張美容を認める判断の基準については、「足立区理容師法及び美容師法施行条例運用基準（別紙4）」に、以下のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 管理要領及び指導要領に基づく衛生措置が取られていると区長が認めた場所での出張業務を行うこと。</li> <li>イ 別表に定める施設を利用する児童等であって、精神的・心理的な問題から理容所又は美容所にいくことができないものに対して、慈善活動として出張業務を行うものであること。</li> <li>ウ 足立保健所生活衛生課に指導要領に定める出張理美容届を提出し事前に区長の承認を得たものであること。</li> </ul> </li> </ul>

別表

	対象施設
1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童養護施設
2	児童福祉法に基づく自立支援ホーム
3	児童福祉法に基づく母子生活支援施設
4	子ども食堂 （福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を定期的に行っている施設であって、飲食店営業の許可を受けている施設又は「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供開始届」を足立保健所に提出済みの施設をいう。）
5	その他、子どもの貧困対策に関連する施設

(3) 衛生措置については、新たに区で衛生管理指導要領（別紙5）を定め、「衛生管理要領」を遵守する体制を構築する。

**4 新旧対照表**

別紙3のとおり

**5 施行年月日**

公布の日から施行する。

**6 今後の方針**

条例改正の可決成立後、速やかに関係団体及び関係者に周知を図っていく。

## 足立区理容師法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区理容師法施行条例 平成24年3月28日条例第17号</p> <p>第1条から第3条まで (省略) (理容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (省略) <u>(新設)</u></p> <p>第5条から第6条まで (省略) 付 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>○足立区理容師法施行条例 平成24年3月28日条例第17号</p> <p>第1条から第3条まで (現行のとおり) (理容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。 (1)及び(2) (現行のとおり) <u>(3) 前2号に定めるもののほか、衛生管理上支障がなく、かつ、区長が特別の事情があると認める場合</u></p> <p>第5条から第6条まで (現行のとおり) 付 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 <u>付 則 (令和6年●月●●日条例第●●号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

## 足立区美容師法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区美容師法施行条例 平成24年 3 月28日 条例第18号</p> <p>第 1 条から第 3 条まで (省略) (美容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第 4 条 政令第 4 条第 3 号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (省略) <u>(新設)</u></p> <p>第 5 条から第 6 条まで (省略) 付 則 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>○足立区美容師法施行条例 平成24年 3 月28日 条例第18号</p> <p>第 1 条から第 3 条まで (現行のとおり) (美容所以外の場所で業を行うことができる場合)</p> <p>第 4 条 政令第 4 条第 3 号の規定による条例で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (現行のとおり) <u>(3) 前 2 号に定めるもののほか、衛生管理上支障がなく、かつ、区長が特別の事情があると認める場合</u></p> <p>第 5 条から第 6 条まで (現行のとおり) 付 則 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。 <u>付 則 (令和 6 年●月●●日 条例第●●号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前	改正後
<p>足立区理容師法及び美容師法施行条例運用基準</p> <p>第1条から第3条まで （省略） （理・美容所以外の場所において業を行うことができる場合）</p> <p>第4条 理・美容師が理・美容所以外の場所において業を行うことができる場合における次の各号に掲げる事項の取扱いは、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） （省略）</p> <p><u>（2） （新設）</u></p> <p>（2） 社会福祉施設等の範囲 条例第4条第1号に規定する社会福祉施設等の範囲は、足立区理容師法施行細則（昭和50年足立区規則第27号）及び足立区美容師法施行細則（昭和50年足立区規則第26号）（以下これらを「細則」という。）第5条第1号から第8号までに掲げる社会福祉施設及び病院のほか、何らかの形で外部から身体に強制又は制限を付されて監督を受けているものが収容されている施設（刑務所、少年院等）を対象とする。</p> <p>（3） 演劇に出演する者等の範囲 条例第4条第2号に規定する演劇に出演する者等の範囲は、演劇、歌謡、踊り等の舞台に出演し、又は発表等の催しに参加する者とする。</p> <p><u>（4） （新設）</u></p>	<p>足立区理容師法及び美容師法施行条例運用基準</p> <p>第1条から第3条まで （現行のとおり） （理・美容所以外の場所において業を行うことができる場合）</p> <p>第4条 理・美容師が理・美容所以外の場所において業を行うことができる場合における次の各号に掲げる事項の取扱いは、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） （現行のとおり）</p> <p><u>（2） 衛生措置について 理・美容師が出張業務を行う際は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付健発第1004002号。以下「管理要領」という。）及び足立区出張理容に関する衛生管理指導要領（6足●●発第●●号 令和6年●月●日 ●長決定。以下「指導要領」という。）を遵守すること。</u></p> <p>（3） 社会福祉施設等の範囲 条例第4条第1号に規定する社会福祉施設等の範囲は、足立区理容師法施行細則（昭和50年足立区規則第27号）及び足立区美容師法施行細則（昭和50年足立区規則第26号）（以下これらを「細則」という。）第5条第1号から第9号までに掲げる社会福祉施設及び病院のほか、何らかの形で外部から身体に強制又は制限を付されて監督を受けているものが収容されている施設（刑務所、少年院等）を対象とする。</p> <p>（4） 演劇に出演する者等の範囲 条例第4条第2号に規定する演劇に出演する者等の範囲は、演劇、歌謡、踊り等の舞台に出演し、又は発表等の催しに参加する者とする。</p> <p><u>（5） 衛生管理上支障がなく、区長が特別の事情があると認める場合 条例第4条第3号に規定する、衛生管理上支障がなく、かつ、区長が特別の事情があると認める場合とは、原則、次の全てを満たし、かつ、区長</u></p>

改正前	改正後
<p>(社会福祉施設等に理・美容所を開設する場合の特例)</p> <p>第5条第1項 (省略)</p> <p>2 条例第5条における次の各号に掲げる事項の取扱いは、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 足立区規則で定める社会福祉施設等の確認 次のとおりとする。</p> <p>ア 条例第5条が適用される理・美容所(以下「条例第5条理・美容所」という。)は、細則第5条各号に掲げる社会福祉施設等において、条例で規定する利用困難者の用に供するため開設される理・美容所とする。従って、条例第5条の適用に当たっては、開設届の提出時に、社会福祉施設等が細則第5条第1号から第8号までに掲げる施設に該当することを関係書面等(施設の許認可等の証、又は許認可等の申請書の写等)で確認するとともに、理・美容所の開設者が施設の開設者と異なる場合は、業務の受託契約書等により、施設における利用困難者の用に供する理・美容所であることを確認する。</p>	<p><u>が実施を認めた場合をいう。</u></p> <p><u>ア 管理要領及び指導要領に基づく衛生措置がとられていると区長が認めた場所出張業務を行うこと。</u></p> <p><u>イ 別表に定める施設を利用する児童等であつて、精神的・心理的な問題から理容所又は美容所に行くことができないものに対して、慈善活動として出張業務を行うものであること。</u></p> <p><u>ウ 足立保健所生活衛生課に指導要領に定める出張理美容届を提出し、事前に区長の承認を得たものであること。</u></p> <p><u>エ 区は、ウの承認を行うか否かを判断するために、必要に応じて、区又は区の依頼する専門家による書類審査、実地調査、出張理美容届提出者の関係者に対するヒアリングその他必要な調査を行うことができるものとし、出張理美容届提出者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。</u></p> <p>(社会福祉施設等に理・美容所を開設する場合の特例)</p> <p>第5条第1項 (現行のとおり)</p> <p>2 条例第5条における次の各号に掲げる事項の取扱いは、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 足立区規則で定める社会福祉施設等の確認 次のとおりとする。</p> <p>ア 条例第5条が適用される理・美容所(以下「条例第5条理・美容所」という。)は、細則第5条各号に掲げる社会福祉施設等において、条例で規定する利用困難者の用に供するため開設される理・美容所とする。従って、条例第5条の適用に当たっては、開設届の提出時に、社会福祉施設等が細則第5条第1号から第9号までに掲げる施設に該当することを関係書面等(施設の許認可等の証、又は許認可等の申請書の写等)で確認するとともに、理・美容所の開設者が施設の開設者と異なる場合は、業務の受託契約書等により、施設における利用困難者の用に供する理・美容所であることを確認する。</p>

改正前	改正後												
<p>イ 利用困難者を対象に業務を行う移動理・美容所については、細則第5条第1号から第8号までに掲げる施設の用に供する場合、上記と同様の確認を行う。</p> <p>(2) から (5) まで (省略)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>付 則 (25 足保生発第46号 平成25年4月15日衛生部長決定)</p> <p>この基準は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p> <p><u>別表 (新設)</u></p>	<p>イ 利用困難者を対象に業務を行う移動理・美容所については、細則第5条第1号から第9号までに掲げる施設の用に供する場合、上記と同様の確認を行う。</p> <p>(2) から (5) まで (現行のとおり)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (25 足保生発第46号 平成25年4月15日衛生部長決定)</p> <p>この基準は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>付 則 (6 足●発第●号 令和6年●月●日 ●長決定)</p> <p>この基準は、決定の日から施行する。</p> <p><u>別表 (第4条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 807 2101 1273"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づく児童養護施設</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>児童福祉法に基づく自立支援ホーム</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>児童福祉法に基づく母子生活支援施設</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>子ども食堂 (福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を定期的に行っている施設であって、飲食店営業の許可を受けている施設又は「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供開始届」を足立保健所に提出済みの施設をいう。)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他、子どもの貧困対策に関連する施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設		1	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づく児童養護施設	2	児童福祉法に基づく自立支援ホーム	3	児童福祉法に基づく母子生活支援施設	4	子ども食堂 (福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を定期的に行っている施設であって、飲食店営業の許可を受けている施設又は「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供開始届」を足立保健所に提出済みの施設をいう。)	5	その他、子どもの貧困対策に関連する施設
対象施設													
1	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づく児童養護施設												
2	児童福祉法に基づく自立支援ホーム												
3	児童福祉法に基づく母子生活支援施設												
4	子ども食堂 (福祉を目的としたボランティア等による食事の提供を定期的に行っている施設であって、飲食店営業の許可を受けている施設又は「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供開始届」を足立保健所に提出済みの施設をいう。)												
5	その他、子どもの貧困対策に関連する施設												

## 足立区出張理美容に関する衛生管理指導要領（案）

## （目的）

第1条 この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所で業を行う場合（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所で業を行う場合（以下「出張美容」という。）に関し必要な事項を定めることにより、出張理容及び出張美容における利用者の衛生確保を図ることを目的とする。

## （作業環境）

第2条 出張理容及び出張美容の作業を実施する場所は、次のとおりとする。

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理容又は出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障をきたさないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うこと。
- (2) 施設内における作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造とすること。
- (3) 作業に不必要な物品等を近くに置かないこと。
- (4) 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

## （出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置）

第3条 出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置は、理容師法第9条及び足立区理容師法施行条例第2条並びに美容師法第8条及び足立区美容師法施行条例第2条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。
  - ア 手指や器具を消毒するための石けん、消毒液等
  - イ 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できる容器等
  - ウ 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できる容器等
  - エ 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できる容器等
  - オ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- (2) 器具類等の管理については、次のとおりとする。
  - ア 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
  - イ 使用済みのかみそり及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済み器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。
  - ウ 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
  - エ 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り換えること。
  - オ 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え、又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (3) 作業場内の管理については、次のとおりとする。
  - ア 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

イ 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。

ウ 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。

エ 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

オ 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。

カ 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

(4) その他衛生的な取り扱いについては、次のとおりとする。

ア 営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

イ 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等あらかじめ防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。

(出張業務の届出等)

第4条 足立区理容師法施行条例（平成24年足立区条例第17号）第4条第3号及び足区美容師法施行条例（平成24年足立区条例第18号）第4条第3号において、出張理容又は出張美容を行おうとする事業の主催者等は、出張理美容届（第1号様式）を出張理美容を行おうとする日の2週間前までに区長に届け出なければならない。

付 則（6足●●発第●号 令和6年●月●日 ●長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

（提出先）

足立区長

届出者

住所

氏名

連絡先

出張理美容届

下記のとおり出張業務を行いたいので、足立区出張理美容に関する衛生管理指導要領第4条の規定に基づき届出します。

記

1	目的・理由	
2	実施場所	施設名称 (施設の一部を使用する際は、詳細の場所も記載)  所在地
3	実施日	年 月 日
4	理容・美容の別	
5	従事する理・美容師	1 種別 理容師・美容師 2 氏名 3 生年月日 4 免許番号 5 登録年月日 6 所属する理・美容所（施設名称・所在地）

添付書類

- 1 出張業務を実施する場所の平面図等
- 2 理容師または美容師であることを証する書類（ただし、区内理美容所にすでに従事届出されている者は省略）
- 3 出張業務を行う際の衛生措置のチェックリスト

## 出張業務を行う際の衛生措置のチェックリスト

### 1 作業環境

<input type="checkbox"/>	1 不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室 作業面積の目安：作業椅子1脚あたり、理容4.9㎡、美容3.3㎡
<input type="checkbox"/>	2 作業場の床及び腰張りは、不浸透性材料（コンクリート、タイル、リノリウム、板等）
<input type="checkbox"/>	3 作業に不必要な物品等を近くに置かないこと
<input type="checkbox"/>	4 作業場内の採光、照明および換気を十分にすること。

### 2 携行品類

<input type="checkbox"/>	1 手指の洗浄、消毒薬
<input type="checkbox"/>	2 器具の消毒薬 <input type="checkbox"/> 煮沸消毒器 <input type="checkbox"/> エタノール <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム <input type="checkbox"/> 紫外線消毒器 <input type="checkbox"/> 逆性せっけん <input type="checkbox"/> グルコン酸クロルヘキシジン <input type="checkbox"/> 両性界面活性剤
<input type="checkbox"/>	3 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容または美容器具
<input type="checkbox"/>	4 器具を衛生的かつ安全に収納できる容器等
<input type="checkbox"/>	5 使用済みのはさみ等の理容または美容器具を、安全に収納できる容器等
<input type="checkbox"/>	6 消毒された布片類・タオル
<input type="checkbox"/>	7 布片類・タオルを衛生的に収納できる容器等
<input type="checkbox"/>	8 外傷に対する救急処置に必要な薬品および衛生材料

### 3 器具類等の管理

<input type="checkbox"/>	1 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
<input type="checkbox"/>	2 使用済みのかみそり及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済み器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取り扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。
<input type="checkbox"/>	3 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
<input type="checkbox"/>	4 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り換えること。
<input type="checkbox"/>	5 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。

#### 4 作業場内の管理

<input type="checkbox"/>	1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
<input type="checkbox"/>	2 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
<input type="checkbox"/>	3 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
<input type="checkbox"/>	4 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。
<input type="checkbox"/>	5 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
<input type="checkbox"/>	6 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

#### 5 その他衛生的な取り扱い

<input type="checkbox"/>	7 営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。
<input type="checkbox"/>	8 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。